

報告Ⅱ 奈良県立図書情報館の公文書館機能について

奈良県立図書情報館 森川 博之

1 はじめに

奈良県立図書情報館は、平成17年11月に「様々な情報の創造・提供・仲介を行う情報センター」「奈良県の歴史／文化に関する専門図書館」「県内の中核的な公共図書館」を基本機能として開館しました。

公文書は地域資料サービスの一環と位置づけ、全国的にあまり例のない公文書館機能をもつ図書館として活動しています。

2 開館までの経緯と所蔵資料の特色**(1) 奈良図書館での保管と閲覧**

当館は、奈良県庁から移管された明治、大正、昭和前期の公文書を約8,200点所蔵しています。これらは前身の奈良図書館郷土資料室から引き継いだものです。

奈良図書館へは、昭和38年の奈良県庁舎建替えの際に一部の廃棄文書が移管されて以来、何回かにわたって移管されたという経緯があります。

平成2年に奈良県における歴史的文書の収集や保存・利用方法を検討する「歴史的文書調査研究会」（翌年から「歴史的文書保存利用研究会」）が設置され、公文書保存への本格的な取り組みが始まりました。同研究会による県庁の永年書庫保存文書の調査や選別は12年度まで行われ、保存が決まった文書は当時公文書の閲覧機関と位置づけられていた奈良図書館へ順次移管され、平成16年度まで続けられました。

同研究会では公文書の保存・利用体制の整備についても検討し、公文書館の設置、専門職員の配置と養成を要望していました。この時期新しい図書館の建設計画も一方で進められており、平成7年3月の「奈良県立図書館整備基本構想」で、新図書館が公文書を地域資料サービスの一環として取り扱うことが決まりました。

これを受け平成10年度から、奈良図書館で所蔵する公文書の目録データベース化作業も始まりました。

(2) 図書情報館所蔵文書の構成と特色

現在、当館が所蔵する公文書は11,000点を数えます。これらは以下の文書群から構成されています。

1つは、明治、大正、昭和前期の文書群で総数は8,200点。県庁起案文書が中心ですが、添上郡、山辺郡、生駒郡等県内10郡役所の文書もあります。丑木幸男氏の調査によりますと、郡役所文書が残っているのは奈良県が最も多いとされています。



時代的には、奈良県が再設置された明治20年代から昭和初期までのものが圧倒的に多数を占めています。内容は多岐にわたり、なかでも社寺関係が多く、その他令達類・往復文書、旧幕関係、町村関係、郡制関係、選挙関係、農会・産業組合関係、銀行関係、鉄道(通信)関係、国宝修理関係、御陵・古墳関係、名所旧跡関係等が比較的まとまっています。

もう1つは、公文書移管システムの整備により移管された文書群です。平成13年3月に「奈良県行政文書管理規則」「奈良県教育委員会行政文書管理規則」が整備され、県庁各課・出先機関や県教育委員会は保存期間の満了した5年保存以上の文書を奈良図書館(図書情報館)へ移管することが決まりました。

この文書移管システムによる対象文書目録の提出が平成14年度から開始され、評価選別を経た文書の搬入が翌年度から始まりまし

た。初年度の移管文書(平成13年度以前保存期間満了)数は1,190簿冊(対象文書の7%)で、以後平成16年度402簿冊(3%)、平成17年度279簿冊(1%)、平成18年度312簿冊(2%)、平成19年度320簿冊(2%)となっています。

3 公文書移管システムとその取り扱い

(1) 公文書移管システムの概要

平成17年3月、「奈良県立図書情報館公文書の取り扱いに関する規則」が制定され、当館での公文書取扱い業務の根拠規定も整備されました。文書移管業務の流れは以下のとおりとなります。

① 移管行政文書目録の提出

毎年4月に知事部局、教育委員会事務局の文書主管課から各課へ保存期間満了文書目録の提出が通知されます。各課は、収集基準等に照らして調査し目録を作成、移管対象外と判断した文書には印をつけて文書主管課へ回答。文書主管課は各課からの文書目録を集約して当館の公文書担当へ送付します。なお、出先機関に対しては、当館から直接各機関へ該当する文書目録の提出を通知します。

② 移管行政文書の評価選別

当館では、提出された移管文書目録(簿冊名目録)を「県行政の記録としての行政文書の資料基準及びその細目・例示」(収集基準)に基づいて、歴史的資料として保存が必要と考えられる文書の評価選別を行います。

原課から提出された文書目録による選別になりますので、判断に迷うケースが往々にしてあります。このような場合はやはり現物確認、原課への確認が必要だと考えます。

③ 廃棄依頼文書目録の送付と文書搬入

文書の評価選別をした後、当館から原課や出先機関と知事部局、教育委員会事務局文書主管課に対して、移管文書と廃棄文書に区分した目録を送付します(「廃棄依頼文書目録」)。規則上は、移管文書の廃棄は当館長の所掌事務となっていますが、実際は原課で廃棄処分してもらっています。また、移管対象文書については、原課で期間延長保存し、次年度の

決まった時期に当館へ一斉に搬入してもらいます。

④整理 - データベース登録と保管

当館では公文書や古文書をLIMEDIOという図書館システムで目録管理しています。図書館の主要資料である図書・雑誌の目録システムを公文書や古文書も利用出来るよう改良した統合目録です。所蔵する多様な資料を一元的に管理し、利用者も横断検索出来るシステムという目的から、このシステムを導入することにしました。従って、当館の目録検索端末で特定テーマに関する資料を検索すれば、所蔵する図書、雑誌等の他、公文書や古文書等も同時に結果表示されることになります。

現在、9,800冊余りの簿冊名目録のデータ登録が終了しており、明治期文書の各簿冊の詳細データ（件名目録）採録とデータフォーマットへの入力作業もあわせて進めています。

⑤公開・非公開審査

整理が終了した文書は、請求があった場合、内容審査を経て閲覧に供することになります。ただし、簿冊中に個人情報や人権保護の観点から配慮を要する情報（「公文書等の取扱いに関する規則 別表第1」に掲げる非公開情報）を含むものについては非公開扱いとなります。非公開情報および非公開期間は、国立公文書館の基準を参考にしました。非公開期間は30年、50年、80年、80年以上となっていますが、期間経過後の公開の可否は改めて検討し判断することになります。

移管文書の公開・非公開審査は、現在のところシステム化されてはならず、特に平成15年度以降の移管文書については請求があるごとに確認しなければならないのが現状です。

（2）公文書担当の現状

移管行政文書に関わる業務や文書の装備・目録作成等整理に関わる業務は、サービスサポートグループ情報資源整備担当が受け持ち、利用者の閲覧業務に関しては資料・情報サービスグループの地域研究支援担当が主担当となっています。公文書には嘱託1名を中

心に3名の職員が携わっていますが、公文書専任はおらず、担当者はそれぞれ他の業務と兼務しています。なお、移管文書の評価選別と公開・非公開の審査については、前述の担当以外に、サービスサポートグループグループコーディネータ（文書主任）と司書監が業務に加わります。

4 公文書の閲覧・利用の現状

公文書の閲覧に関しては、記録内容、あるいは資料保存を鑑みて、閲覧請求書に利用者名、使用目的等を明記してもらうなど他の資料とは異なった慎重な取扱いをしています。

閲覧場所もカウンター前の大机等ゆったりした場所を指定しており、資料複写に関しては、上向きコピー機が当館の施設であるデジタルスタジオでの写真撮影に限定しています。

開館以来の公文書の閲覧状況を見てみますと、平成17年度(11月～)96名320冊、18年度271名753冊、19年度266名815冊、20年度は上半期で103名420冊の利用がありました。

主として奈良県や近隣地域の地方史、奈良県に関わる個別主題の歴史編纂、研究等を目的とした学生や研究者が中心で、内容としては社寺関係が圧倒的に多く、その他は国宝修理、文化財、史跡・名勝、地方改良、鉄道等となっています。

当館では、レファレンスサービスで公文書を利用して回答する場合があります。例えば、①大正期に社会奉仕に貢献した東吉野村出身の女性に関する質問では、文献資料とともに当時の「篤行者表彰一件」文書を利用しました。②奈良市にある寺院の概要や神社の社歴についての問い合わせでは、「寺院明細帳」や神社の「昇格一件」文書を使用しました。

5 課題

（1）担当のパート、職員数の面で

現在のところ、公文書を専門とするパートはありません。従って、必要な業務を思うように進めて行けないという難しさがあります。また閲覧者対応の面でも、担当者が様々な事例に出会いその経験を蓄積して行くこと

が難しいという側面もあります。

(2) 業務の面で

①移管文書の内容審査が大きな課題です。簿冊ごとに非公開情報が記載されているかどうか内容を確認して行く作業を順次進めていく必要があります。②評価選別方法についても検討課題です。原課から提出された目録により評価選別を行っていますが、表題と内容が大きく異なっているというケースもあり、現物確認の必要性を痛感します。

③その他、目録データベースの記述法や採録するデータ項目についても、今後検討改善していかなければならないと考えます。

さまざまな課題を抱えながら3年が経過しました。当館では、文献資料、公文書を横断的に利用出来るという強みがあります。今後の公文書館機能を充実していくためにも、公文書に関わる業務に専念出来る職員を配し、地道に取り組んでいかなければならないと考えています。